

尼崎市監査公表第2号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、教育委員長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成27年1月29日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	寺	坂	美	一
同	酒	井		一

## 措置通知表【出資団体監査】

1 監査対象団体名	公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団
2 措置を講じた局又は団体	公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団
3 監査結果報告日	平成 23年 3月25日
4 措置通知日	平成 26年 6月27日
5 監査結果の内容	<p><u>行政財産の使用等について</u></p> <p>指定管理業務を行うための事務所において、行政財産の目的外使用許可の手続きを行わずに指定管理業務に含まれていない事業団独自の業務を行っていた。 また、総合体育館や地区体育館の休館日である月曜日に、恒常的に自主事業を行っていた。</p> <p>&lt;指導の要点&gt; 行政財産の使用については、関係規定に基づき手続きを行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>券売機につきまして、指定管理業務として行っている一般開放（スポーツプラザ）事業の開催にかかる運営協力金の徴収事務を円滑に行うために設置しているものであり、徴収事務及び使途について、年度協定書に明記いたしました。</p> <p>事業活動用消耗品等の販売につきまして、施設利用者に対する利便性向上のための事業であり、指定管理業務の付随事業として、年度協定書に明記いたしました。</p> <p>いきいきヘルスアップ事業につきましては、サンシビック尼崎の喫茶店撤去跡スペース及び小田体育館の活用されていない一室を有効活用すべく、当事業団が所有するトレーニングマシンを設置し、市民の健康維持・増進を図るもので、当該事業の実施について、年度協定書を改めて整理し、尼崎市の承認を得たうえで、利用者より設備利用料を徴収し、設備の修繕にあてるなど適切に管理運営して参ります。</p> <p>休館日における自主事業の実施は、開館日での教室参加が困難な状況にある子ども等を対象に平等利用の観点から救済の必要性があると判断されたことによるものであり、こうした特別の理由がある場合の自主事業の実施について、市と協議し、協定書にその対応方法等について明記いたしました。</p>

## 措置通知表【出資団体監査】

1 監査対象団体名	公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団
2 措置を講じた局又は団体	教育委員会事務局
3 監査結果報告日	平成 23年 3月25日
4 措置通知日	平成 26年 6月27日
5 監査結果の内容	<p><u>行政財産の使用等について</u></p> <p>指定管理業務を行うための事務所において、行政財産の目的外使用許可の手続きを行わずに指定管理業務に含まれていない事業団独自の業務を行っていた。 また、総合体育館や地区体育館の休館日である月曜日に、恒常的に自主事業を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ振興課)</p> <p>&lt;指導の要点&gt; 行政財産の使用については、関係規定に基づき手続きを行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>自動販売機（券売機）につきましては、市の委託事業である一般開放事業（スポーツプラザ）に係る運営協力金を徴収するにあたり、効率的な収納事務を図るために指定管理者が設置しているもので、その内容等を年度協定書に明記しました。</p> <p>物販につきましては、タオル等販売している物品が利用者の必需品であり、地区体育館等の管理運営や指定管理者に対する委託業務との関連性が高いこと、また、利用者のより活動しやすい環境づくりに寄与することから、利用者の利便に供する事業実施に伴う収入であると判断するに至りましたので、年度協定書に明記しました。</p> <p>いきいきヘルスアップ事業につきましては、サンビック尼崎の喫茶店撤退跡スペース、及び小田体育館に2室ある会議室のうち余剰となっていた1室を有効活用するため、指定管理者が所有するトレーニングマシンを設置し、市民の健康維持・増進を図ったものです。 当該事業につきましては、当初、自主事業として位置付け、使用許可の申請手続きを行うべく指定管理者と協議しましたが、市が体育施設の未活用となっていたスペースを提供し、指定管理者がトレーニングマシンと指導員を提供するという事業の主旨及び内容からは共催事業というべきものであり、位置付けを改めて整理しました。 以上のことから、改めて年度協定書に明記しました。</p>

地区体育館の休館日である月曜日に、恒常的に自主事業を行っていたことにつきましては、尼崎市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第10条において定められている社会体育施設の供用日等の解釈について、再度、協議・検討を行ったところ、休館日である月曜日に施設を利用させることができるという解釈に至りました。

また、臨時開館日における使用料や光熱水費の実費弁償につきましては、その負担について協定書に明記しました。